



2015年5月8日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	ジャフコ
代 表 者	取 締 役 社 長	豊 貴 伸 一
コ ー ド 番 号	8 5 9 5	東 証 第 一 部
問 合 せ 先	管 理 部 広 報 担 当	池 田 明 霞
T E L	0 3 - 5 2 2 3 - 7 0 7 3	

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2015年6月16日開催予定の当社第43回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、2015年2月10日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」において開示のとおり、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制を一層強化し、さらなる企業価値の向上を図る為、2015年6月16日開催予定の当社第43回定時株主総会において承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会の規定の削除等、当該移行のための定款の変更を行います。

(2) 監査等委員会設置会社への移行にあたり、経営の迅速な意思決定のため、現在の取締役の員数の上限20名を変更し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の上限を10名、監査等委員である取締役の上限を6名とする定款の変更を行います。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されました。つきましては、業務を執行しない取締役もその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できることとする旨の定款の変更を行います。

なお、責任限定契約に係る定款の変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2015年6月16日
定款変更の効力発生日（予定）	2015年6月16日

以 上

【別紙】

現行定款と変更案は以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、6 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>2. 前項の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮し、または取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、会社法第370条の規定により、取締役会の決議事項について取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第27条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役の中から</u>取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の招集は、各取締役に対し、会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮し、または取締役全員の同意を得て、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、会社法第370条の規定により、取締役会の決議事項について取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(社外取締役の責任限定)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第30条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の責任限定)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の権限)</u></p> <p>第29条 <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮し、または監査等委員全員の同意を得て、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集)</u> 第33条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の2日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはさらにこれを短縮し、または監査役全員の同意を得て、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬)</u> 第35条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p><u>(社外監査役の責任限定)</u> 第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	(削除)
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第37条～第40条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第32条～第35条 (現行どおり)</p>

以上